

第 5 9 回
東京地方裁判所委員会
(令和 5 年 6 月 6 日開催)

議事録

東京地方裁判所委員会（第59回）議事概要メモ

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

令和5年6月6日（火）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

大会議室（東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎）

第3 出席者

（委員） 渡部勇次（委員長）、石綿賢一郎、井上寛、奥国範、小林信昭、佐藤達文、澤田千津子、島田耕一、下川美奈、坪田郁子、中条朋子、永渕健一、中村功一、原田章治、深田健志、福島永子

（事務局）東京地裁民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局長、東京簡裁事務部長、東京地裁総務課長、同総務課課長補佐

（プレゼンター）

浅香 竜太 東京地裁刑事第7部部総括裁判官

曾根 寛 東京地裁裁判員調整官

第4 議題

「18・19歳の若年層を意識した裁判員裁判の広報活動について」

第5 配布資料

- ・ 18歳・19歳の若年層を意識した裁判員裁判の広報活動についてのパワーポイント

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（石綿委員、奥委員、佐藤委員、深田委員、渡部委員）

3 委員長選出

委員の互選により委員長として渡部委員が指名された。

4 議題（発言者の大まかな発言の内容を参考に記載した。）

【発言者の表示＝◎：渡部委員長、○：委員、■：浅香裁判官（プレゼンター）◆：曾根裁判員調整官（プレゼンター）】

プレゼンターによるパワーポイント及び動画を利用した説明の後、以下のとおり質疑応答があった。

○ 出張セミナーは全国で実施されているのか。

◆ 出張セミナーという名称は東京地裁特有のものであるが、裁判官が学校や勤務先に赴いて裁判員制度についての説明をする出前講義と呼ばれる形態の広報活動は、各庁が取り組んでいるものと理解している。

○ 支部管内の小学校などから出張セミナーの要望があった場合には、どのような対応をしているのか。

- 支部の職員で対応することもあれば、本庁の職員を派遣して対応することもありうる。例えば、島しょ部から要望があった場合に、本庁から職員を派遣した例がある。
- ◆ なお、東京の場合は、立川支部も裁判員裁判実施庁であり、独自に裁判員裁判の審理、運営を行っているため、本庁とは別枠で広報活動に取り組んでいる。
- 若年層向けの広報について、取組姿勢はどのように考えているのか。18歳、19歳のうちに裁判員裁判に参加する場合と、社会経験を積んでから参加する場合と、同じというスタンスの広報なのか、それとも、両者には違いがあるという広報をしているのか。
- 裁判員裁判に参加することについての不安感はどの世代も共通していると思う。ただ、18歳、19歳といった若年層については、人生経験がないことに対する不安感が強いとも伺っており、そういう点を認識して広報に取り組む必要があると考えている。
- ◎ 一般的な広報として、ウェブサイト等ではどのような取組を行っているのか、説明をお願いしたい。
- ◆ 裁判所ウェブサイトや、同ウェブサイト内の東京地裁のトップページに、裁判員制度の特設ページへのリンクが貼られている。特設ページでは、裁判員制度の概要、通知を受け取られた候補者向けの案内、想定問答、各地の裁判員制度関連情報、これまでの統計データや資料集、さらに動画やパンフレットを閲覧することが可能である。
- 若年層向けの広報活動について、SNSの活用などは検討しているか。
- ◆ SNSを活用した広報について、ニーズや有効性が高いものであることは理解しており、今後の課題としたいと考えている。なお、裁判所においても、採用試験広報の関係では、ツイッターなどのSNSでの発信を取り入れているところである。
- ウェブのみの出前講義は実施しているのか。
- ◆ 新型コロナの影響を受けて、ウェブ会議の手段を用いての講義を検討していたことはあるが、現時点では当庁での実例はない。
- 若年層に情報を届けるというテーマは、裁判所だけでなく様々な分野においても大きな課題である。出前講座の存在も重要であると考えられるところ、ワークショップのような形式の講義のほかに、オンデマンドのような形式での講義を提供することも一つの方法と思われる。
- 説明会用のスライドについて、質問パートは子ども向けの平易な言葉で問いかけているのに対し、回答パートは難しい言葉を使った説明になっている点が気になった。より子どもに興味を持ってもらえるような、たとえばクイズ形式での説明にすることも考えられるのではないか。また、長時間の動画などにすると若年層になかなか見てもらえないため、情報を細切れにして、短い動画などにして伝えることも有効と考えられる。加えて、若年層が裁判員になったという設定のドラマを作成するなどして、若い方に興味を持ってもらう方法もあるのではないか。
- 出前講義のシステムは素晴らしいと思った。模擬評議など、体験することで参加者の記憶に残ると思う。一方で、小中高生だけでなく、大学1、2年生に向けたアピールも

必要ではないかと感じた。また、若い方に興味を持ってもらえるように、ショート動画を利用したり、タレントやアニメとタイアップして広報に取り組んだりすることも考えられる。予算の観点からは、広報強化月間のようなものを設けて、短期集中的にアピールする方法もあるのではないかな。

- 広報においては、広報物を「作る」ことだけでなく、「届ける」、「検証する」というプロセスも重要と考える。若い方の目に触れるようなところへきちんと情報を発信することが重要になると思う。また、どのくらいの方の目に触れたかという調査を行い、「検証する」ことによって広報効果を高めていくのがいいのではないかな。
- 欧米においても陪審制度を持つ国では日本と同様の課題を抱えていたと思うので、各国の事例を研究するのも方法かと思う。また、裁判員制度は国民の権利であると同時に義務でもあるため、場合によっては義務としての側面からの広報も考える必要があるのではないかな。
- 出前講義について、ウェブ会議を使った方法で展開すれば、アクセスできる人数が格段に増えると思われる。ウェブ会議の利用について検討されてはいいかな。
- 様々な団体と連携した広報には高い効果が期待できる。広報内容そのものを共同することは大変であるが、同一のコンセプト・キャッチフレーズのみを統一化して、それぞれの団体が広報する形のコラボレーション企画であれば、比較的容易に連携できるので、そのような企画の実施を検討することも考えられる。

第7 次回のテーマ等について

次回のテーマは「民事裁判手続のデジタル化の現状及び未来」（仮題）

第8 次回の開催期日について

令和5年10月2日（月）午後3時30分